

IV 地域子ども・子育て支援事業



No. 1 利用者支援事業

(1) 特定型利用者支援事業

★事業概要

認定こども園、保育所、幼稚園等の利用に関することや、地域子育て支援拠点事業等の地域子育て支援事業の利用に関する相談や情報提供等を行う保育サービス相談員を各区役所に配置します。

★量の見込みの考え方

各区役所に配置する保育サービス相談員の人数を量の見込みとしました。

★確保の内容の考え方

各区役所に保育サービス相談員を配置し、量の見込みに対する必要な量を確保します。

(単位：人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	9	9	9	9	9
	②確保の内容	9	9	9	9	9
	②-①	0	0	0	0	0
中区	①量の見込み	2	2	2	2	2
	②確保の内容	2	2	2	2	2
	②-①	0	0	0	0	0
東区	①量の見込み	2	2	2	2	2
	②確保の内容	2	2	2	2	2
	②-①	0	0	0	0	0
西区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
南区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
北区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
浜北区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
天竜区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0

No.1 利用者支援事業	
(2) 母子保健型利用者支援事業	
<p>★事業概要 子育て世代包括支援センターの機能として、母子健康手帳交付時に保健師・助産師がすべての妊婦の面接を実施し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を関係機関と連携して行います。</p> <p>★量の見込みの考え方 子育て世代包括支援センターの機能を担う箇所数を量の見込みとしました。</p> <p>★確保の内容の考え方 現状の体制で、量の見込みに対する必要な量を確保します。</p>	

(単位：箇所)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	7	7	7	7	7
	②確保の内容	7	7	7	7	7
	②-①	0	0	0	0	0
中区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
東区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
西区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
南区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
北区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
浜北区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
天竜区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0

No.2 時間外保育事業（延長保育事業等）

★事業概要

保護者の就労形態の多様化に伴い、保育所や認定こども園等で保育時間を延長し、乳幼児を対象に保育を行います。令和元年度現在、すべての保育所（60 園）、認定こども園（63 園）や地域型保育事業（43 園）で実施されており、平成 30 年度は 4,834 人の利用がありました。

★量の見込みの考え方

利用実績を基に、国が示した標準的な方法で算出しました。

★確保の内容の考え方

現状の体制で、量の見込みに対する必要な量を確保します。

(単位：実利用人数/年)

区分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
市全域	①量の見込み	5,328	5,482	5,640	5,803	5,971
	②確保の内容	5,328	5,482	5,640	5,803	5,971
	②-①	0	0	0	0	0

No.3 放課後児童健全育成事業

★事業概要

就労等により、昼間家庭に保護者がいない小学生を対象として、放課後や長期休業時等に小学校の余裕教室等を活用して適切な遊びや生活の場を提供します。令和元年度(5月1日現在)は、142か所の放課後児童会で定員6,527人に対して6,254人の登録がありました。

★量の見込みの考え方

ニーズ調査の結果を基に、就学後の利用実績も考慮して算出しました。

★確保の内容の考え方

学校教室の積極的活用を図るとともに、その他既存公共施設等の活用を検討調整し、必要な場合は新たな施設整備等を行うことで、量の見込みに対する必要な量を確保します。

(単位：人/年)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
市全域	①量の見込み	1年生	2,399	2,362	2,335	2,289	2,229
		2年生	2,191	2,157	2,134	2,089	2,035
		3年生	1,725	1,698	1,679	1,646	1,604
		4年生	990	974	963	943	921
		5年生	317	311	308	302	293
		6年生	102	100	100	97	95
		計	7,724	7,602	7,519	7,366	7,177
	②確保の内容	7,127	7,687	7,807	7,927	8,047	
②-①		△597	85	288	561	870	

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
中区	①量の見込み	1年生	665	656	650	643	630
		2年生	607	599	594	587	575
		3年生	478	472	468	462	453
		4年生	274	271	268	265	260
		5年生	88	86	86	85	83
		6年生	28	28	28	27	27
		計	2,140	2,112	2,094	2,069	2,028
	②確保の内容	1,925	2,125	2,145	2,165	2,185	
②-①		△215	13	51	96	157	

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
東区	①量の見込み	1年生	402	400	405	400	399
		2年生	367	365	370	365	364
		3年生	289	288	291	288	287
		4年生	166	165	167	165	165
		5年生	53	53	53	53	53
		6年生	17	17	17	17	17
		計	1,294	1,288	1,303	1,288	1,285
	②確保の内容	1,179	1,299	1,319	1,339	1,359	
	②-①	△115	11	16	51	74	
西区	①量の見込み	1年生	346	333	322	311	299
		2年生	316	304	294	284	273
		3年生	249	239	231	224	215
		4年生	143	137	133	128	124
		5年生	46	44	42	41	39
		6年生	15	14	14	13	13
		計	1,115	1,071	1,036	1,001	963
	②確保の内容	1,046	1,086	1,106	1,126	1,146	
	②-①	△69	15	70	125	183	
南区	①量の見込み	1年生	295	287	281	275	270
		2年生	270	262	257	251	247
		3年生	212	206	202	198	195
		4年生	122	118	116	114	112
		5年生	39	38	37	36	36
		6年生	13	12	12	12	11
		計	951	923	905	886	871
	②確保の内容	854	934	954	974	994	
	②-①	△97	11	49	88	123	

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
北区	①量の見込み	1年生	283	281	277	270	260
		2年生	258	257	253	246	237
		3年生	203	202	199	194	187
		4年生	117	116	114	111	107
		5年生	37	37	37	36	34
		6年生	12	12	12	11	11
		計	910	905	892	868	836
	②確保の内容	839	919	939	959	979	
	②-①	△71	14	47	91	143	
浜北区	①量の見込み	1年生	357	357	353	345	330
		2年生	326	326	323	315	301
		3年生	257	257	254	248	237
		4年生	147	147	146	142	136
		5年生	47	47	47	45	43
		6年生	15	15	15	15	14
		計	1,149	1,149	1,138	1,110	1,061
	②確保の内容	1,115	1,155	1,175	1,195	1,215	
	②-①	△34	6	37	85	154	
天竜区	①量の見込み	1年生	51	48	47	45	41
		2年生	47	44	43	41	38
		3年生	37	34	34	32	30
		4年生	21	20	19	18	17
		5年生	7	6	6	6	5
		6年生	2	2	2	2	2
		計	165	154	151	144	133
	②確保の内容	169	169	169	169	169	
	②-①	4	15	18	25	36	

No.4 子育て短期支援事業

★事業概要

保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を対象に、児童養護施設等で必要な養育を行います。令和元年度現在、市内7施設で実施し、平成30年度は延べ382人の利用がありました。

★量の見込みの考え方

ニーズ調査の結果を基に、本事業の利用率を考慮して算出しました。

★確保の内容の考え方

現状の体制で、量の見込みに対する必要な量を確保できます。

(単位：延利用人数/年)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	386	385	379	367	359
	②確保の内容	386	386	386	386	386
	②-①	0	1	7	19	27

No.5 乳児家庭全戸訪問事業

★事業概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報の提供並びに、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握と保健指導を行います。平成30年度は、保健師または助産師が6,088人の対象者を訪問しました。

★量の見込みの考え方

計画期間中の0歳児の人口推計値を量の見込みとしました。

★確保の内容の考え方

全戸訪問を目標として、量の見込みに対する必要な量を確保します。

(単位：訪問人数/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
市全域	①量の見込み	5,972	5,873	5,774	5,666	5,566
	②確保の内容	5,972	5,873	5,774	5,666	5,566
	②-①	0	0	0	0	0
中区	①量の見込み	1,802	1,772	1,742	1,710	1,679
	②確保の内容	1,802	1,772	1,742	1,710	1,679
	②-①	0	0	0	0	0
東区	①量の見込み	1,116	1,097	1,079	1,059	1,040
	②確保の内容	1,116	1,097	1,079	1,059	1,040
	②-①	0	0	0	0	0
西区	①量の見込み	761	748	735	721	709
	②確保の内容	761	748	735	721	709
	②-①	0	0	0	0	0
南区	①量の見込み	815	802	788	773	760
	②確保の内容	815	802	788	773	760
	②-①	0	0	0	0	0
北区	①量の見込み	622	612	602	591	581
	②確保の内容	622	612	602	591	581
	②-①	0	0	0	0	0
浜北区	①量の見込み	747	735	723	709	696
	②確保の内容	747	735	723	709	696
	②-①	0	0	0	0	0
天竜区	①量の見込み	109	107	105	103	101
	②確保の内容	109	107	105	103	101
	②-①	0	0	0	0	0

No.6 (1) 養育支援訪問事業

★事業概要

支援が特に必要であると判断した子育て家庭に対し、保健師、助産師、保育士等が訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。平成30年度は、延べ626人に支援を実施しました。

★量の見込みの考え方

従来の対象である要保護児童(保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童)数に、要支援児童(保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童)数の見込みを加えたものを量の見込みの基礎としました。

★確保の内容の考え方

養育支援訪問員を増員し、量の見込みに対する必要な量を確保します。

(単位：延利用回数/年)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	870	870	870	870	870
	②確保の内容	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040
	②-①	170	170	170	170	170

No.6 (2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

★事業概要

児童虐待の発生の未然防止や深刻化・重症化を防ぐため、また、子供の権利を保障するため、要保護児童対策地域協議会の機能強化及び関係機関職員、関係機関の専門性の連携強化を図ります。

※本事業は「量の見込み」及び「確保の内容」設定の対象外。

No.7 地域子育て支援拠点事業

★事業概要

地域において、子育て家庭の交流等を促進する子育て支援拠点施設を設置し、妊婦及び親子を対象に、子育ての不安を緩和し健やかな育ちを支援します。令和元年度現在、子育て支援ひろば 25 か所、浜松こども館 1 か所、児童館 4 か所等市内各地で実施しています。平成 30 年度は延べ 321,846 人の利用がありました。

★量の見込みの考え方

ニーズ調査の結果を基に、本事業の利用状況を考慮して算出しました。

★確保の内容の考え方

実績を踏まえ、子育て支援ひろばの箇所数や開催日を増やす等、利用機会の拡大・拡充をはかり、量の見込みに対する必要な量を確保します。

(単位：延利用人数/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
市全域	①量の見込み	325,429	320,653	315,349	309,868	304,345
	②確保の内容	369,500	369,500	369,500	369,500	369,500
	②-①	44,071	48,847	54,151	59,632	65,155
中区	①量の見込み	104,929	105,199	103,435	101,632	99,814
	②確保の内容	101,796	101,796	101,796	101,796	101,796
	②-①	△ 3,133	△ 3,403	△ 1,639	164	1,982
東区	①量の見込み	65,822	63,979	62,924	61,834	60,739
	②確保の内容	67,495	67,495	67,495	67,495	67,495
	②-①	1,673	3,516	4,571	5,661	6,756
西区	①量の見込み	40,309	39,640	38,992	38,308	37,620
	②確保の内容	52,753	52,753	52,753	52,753	52,753
	②-①	12,444	13,113	13,761	14,445	15,133
南区	①量の見込み	40,309	39,640	38,992	38,308	37,620
	②確保の内容	43,943	43,943	43,943	43,943	43,943
	②-①	3,634	4,303	4,951	5,635	6,323
北区	①量の見込み	29,020	28,584	28,116	27,648	27,166
	②確保の内容	46,968	46,968	46,968	46,968	46,968
	②-①	17,948	18,384	18,852	19,320	19,802
浜北区	①量の見込み	38,974	37,397	36,788	36,148	35,507
	②確保の内容	42,555	42,555	42,555	42,555	42,555
	②-①	3,581	5,158	5,767	6,407	7,048
天竜区	①量の見込み	6,066	6,214	6,102	5,990	5,879
	②確保の内容	13,990	13,990	13,990	13,990	13,990
	②-①	7,924	7,776	7,888	8,000	8,111

No.8 一時預かり事業

(1) 一般型一時預かり事業

★事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児を、保育所や認定こども園で一時的に預かり、必要な保育を行います。平成30年度は延べ22,420人の利用がありました。

★量の見込みの考え方

本事業の利用実績を基に、今後の未就園児童数の推計を考慮して算出しました。

★確保の内容の考え方

保育の受入体制の拡充に伴い、確保の内容が増加します。

(単位：延利用人数/年)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	21,070	20,630	20,180	19,730	19,510
	②確保の内容	29,920	30,920	31,120	31,320	31,520
	②-①	8,850	10,290	10,940	11,590	12,010

No.8 一時預かり事業

(2) 幼稚園型一時預かり事業

★事業概要

幼稚園の通常の教育時間前後や長期休業期間中等に、幼児を対象に預かり保育を行います。令和元年度現在、市立幼稚園60園中23園、私立幼稚園全46園、幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園57園中30園で実施されており、平成30年度は、延べ約289,000人の利用がありました。

★量の見込みの考え方

ニーズ調査の結果を基に、本事業の利用状況を考慮して算出しました。

★確保の内容の考え方

現状の体制で、量の見込みに対する必要な量を確保できます。

(確保の内容の上段は特定教育・保育施設分、下段は従来型の幼稚園分)

(単位：延利用人数/年)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	234,638	227,222	220,675	216,492	213,670
	②確保の内容	298,628	346,052	350,612	354,716	359,960
		合計	323,760	304,152	304,152	304,152
	②-①	622,388	650,204	654,764	658,868	664,112
		387,750	422,982	434,089	442,376	450,442

No.9 病児保育事業

★事業概要

乳幼児及び小学生が、病気または病気の回復期にあつて、保護者が就労等により自宅での保育が困難な場合に、診療所・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師、保育士等が一時的に児童の保育を行います。令和元年度現在、市内に病児・病後児保育施設が4か所、病後児保育施設が2か所あり、平成30年度は延べ2,467人の利用がありました。

★量の見込みの考え方

本事業の利用実績を基に、今後の未就園児童数の推計を考慮して算出しました。

★確保の内容の考え方

量の見込みに対する必要な量を確保します。

特定の時期に利用希望者が集中しても全員が利用できるように、1か所あたり1日の定員を4～6人とします。

(単位：延利用人数/年)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	3,110	3,038	2,965	2,911	2,867
	②確保の内容	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
	②-①	4,090	4,162	4,235	4,289	4,333

No.10 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

★事業概要

乳幼児及び小学生の預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員を登録し、市民による育児の相互援助活動を支援します。平成30年度末現在、提供会員及び依頼・提供会員として349人が会員登録しており、平成30年度は8,000件を超える援助活動が行われました。

★量の見込みの考え方

ニーズ調査の結果を基に、本事業の利用状況を考慮して算出しました。

★確保の内容の考え方

現状の体制で、量の見込みに対する必要な量を確保できます。

(単位：延利用人数/年)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	8,808	8,585	8,392	8,127	7,846
	②確保の内容	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400
	②-①	1,592	1,815	2,008	2,273	2,554

No.11 妊婦健康診査事業

★事業概要

安心・安全な分娩と出産のため、妊婦に対し妊婦健診14回、超音波検査4回、血液検査3回の妊婦健康診査受診票を交付し、健診にかかる費用の一部を助成します。

★量の見込みの考え方

妊娠届出の実績や受診割合の動向を基に、今後の人口推計を考慮して算出しました。

★確保の内容の考え方

現状の体制で、量の見込みに対する必要な量を確保できます。

(単位：実利用人数/年)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	5,877	5,779	5,682	5,576	5,477
	②確保の内容	5,877	5,779	5,682	5,576	5,477
	②-①	0	0	0	0	0

No.12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

★事業概要

低所得世帯等を対象に、各施設事業者において実費徴収を行うことができるとされている食事の提供に要する費用の一部を補助するとともに、生活保護世帯等を対象に、日用品及び文房具等の購入に要する費用等の一部を補助します。

※本事業は「量の見込み」及び「確保の内容」設定の対象外。

No.13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

★事業概要

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助し、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ります。

※本事業は「量の見込み」及び「確保の内容」設定の対象外。

V 認定こども園における教育・保育の一体的提供及び促進に関する体制の確保

No.	取組み	内 容
1	認定こども園に係る基本的考え方	<p>(1) 就学前の子供に教育・保育を一体的に提供し、地域における子育て支援を総合的に行う認定こども園の設置を推進するため、幼稚園及び保育所の設置者に適宜情報提供等を行います。</p> <p>(2) 認定こども園、幼稚園及び保育所の連携を強化するため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。</p>
2	就学前における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割と推進方策	<p>(1) 発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供することで、義務教育及びその後の教育の基礎を培い、子供を心身ともに健やかに育成します。</p> <p>(2) 乳幼児及びその保護者が相互交流できる場所を開設し、子育てについての情報提供、相談や助言を行う等、子供の育ちを支援し、子育てをめぐる環境を整備します。</p>
3	就学前における教育・保育の一体的提供の基本的考え方と必要性	<p>(1) 乳幼児期の特性及び地域の実態を踏まえ、環境を通して教育・保育を行うことは、子供の生活全体を豊かにするため、家庭や地域社会と連携し、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供します。</p> <p>(2) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき作成するカリキュラムに沿って、子供の視点に立った良質かつ適切な教育・保育を提供します</p>

VI 産後の休業及び育児休業における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

No.	取組み	内 容
1	定員増による利用の確保	特定教育・保育施設等の創設・増改築等による定員増を図ることにより、産後休暇及び育児休業期間満了時からの円滑な利用を確保するよう努めます。
2	保育施設の円滑な利用への調整	育児休業を一定期間以上取得した後、保育施設への利用申込みをする場合に、優先して利用できるように配慮します。
3	情報の提供等	平成26年度から配置した保育サービス相談員により、産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の様々な情報提供や保護者の相談に応じます。

Ⅶ 子供に関する専門的な知識及び技術を要する支援の充実



1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待から子供を守るためには、発生予防から早期発見、早期対応、子供の保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階で切れ目のない総合的な対策を行う必要があり、関係機関が連携し、地域全体で子供を守る体制の充実に努めます。

- (1) 虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のために、区役所等相談対応機関に専門性を有する職員を配置するほか、地域の関係機関との連携並びに情報の収集及び共有により支援を行う要保護児童対策地域協議会の取組みを強化します。
- (2) 児童相談所の人員体制の強化及び保護者への指導及び支援を行うための専門性の確保に努めます。
- (3) 予期しない妊娠、妊娠に関して悩みを抱える妊婦等に対する相談体制の充実、里親及び養子縁組等の必要な制度の周知等を行います。また、医療機関等との連携により、養育支援を必要とする子供や妊婦の家庭を把握し、適切な支援につなげていきます。
- (4) 児童虐待による死亡事例等の重大事例について地域特性を踏まえた検証を行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じます。

2 社会的養護体制の充実

児童福祉法の理念に掲げられた「家庭養育優先の原則」を徹底し、「子どもの最善の利益の実現」に向けて、社会的養育を必要とする子供や保護者に対する支援の充実に努めるため、次の取組みについて盛り込んだ「静岡県社会的養育推進計画」を策定し、社会的養護体制の充実に取組みます。

- (1) 措置された子供や一時保護された子供の権利擁護の観点から、当事者である子供からの意見聴取や意見を酌み取る方策、子供の権利を代弁する方策について、取組みを進めます。
- (2) 子供家庭支援体制の構築のため、子ども家庭総合支援拠点の整備促進やショートステイ、トワイライトステイ事業等の支援メニューの充実に努めます。また、これら子供家庭支援体制の充足状況を鑑みながら、児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進を検討します。
- (3) 「家庭養育優先原則」を実現するためには、代替養育を必要とする子供の受け皿として里親を増やす必要があり、新たな里親のリクルートや、子供と里親家庭のマッチング、里親への研修や支援等を包括的に行うフォスティング業務の充実が求められます。児童相談所によるフォスティング業務の充実と合わせ、民間のフォスティング機関の活用により、質の高い里親養育の実現を図ります。
- (4) 代替養育を必要とする子供に対し、持続的に安定した養育環境を提供することが重要であることから、児童相談所による養子縁組に関する相談支援体制の充実に努めるとともに、養子縁組が適当と考えられる子供について、積極的に養子縁組を検討します。

- (5) 「家庭養育優先原則」を進める中でも、施設の専門性を活かした養育を必要とする子供がいることから、「できる限り良好な家庭的環境」の中で、高機能化された養育や親子関係再構築に向けた保護者等への支援などが実施されるよう、乳児院や児童養護施設による小規模化かつ地域分散化や高機能化の取組みを支援します。また、これらの施設が子供家庭支援の専門機関として多機能化・機能転換の取組みを進めることで、里親や特別養子縁組等を含む在宅家庭への養育支援体制の充実が図られるよう支援します。
- (6) 一時保護は、迅速な安全確保やアセスメントが必要と判断された子供を、一時的に養育環境から離すものですが、目的を達成するために、外出、通信、面会、行動等が制限されることがあります。これらの子供の安全確保と権利制限については、子供の利益に配慮してバランスを保ち行われる必要があることを踏まえ、第三者評価や一時保護をした子供へのアンケートの実施など、子供が意見表明でき、権利が保証される仕組みを整えます。
- (7) 児童養護施設等で育った子供が、代替養育から離れた後も社会において自立できるよう、社会的養育自立支援事業を始めとした支援の導入を検討します。また、施設退所後の自立を支援する自立援助ホームの運営や退所者等アフターケア事業の実施など、地域で自立した生活を送るために必要な支援の体制を整備します。
- (8) 児童虐待相談対応件数は増加しており、重篤な事案の発生も後を絶たず、深刻な社会問題となっています。こうした状況に対応するため、児童相談所の体制強化として、職員の人材の確保及び資質の向上に努めます。

3 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

本市は、静岡県、静岡市と共同で設置する母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業に関する相談、就業情報の提供、職業紹介等、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の就業に関する総合的な支援を、第3部のひとり親家庭等自立促進に基づき実施します。

4 障がい児施策の充実等

発達に課題のある子供や保護者が早期に適切な支援を受けられるため、保育所等を巡回し、園の職員等に助言や技術的支援を行う等、関係機関の連携を強化し、一人一人の発達段階に応じた一貫した支援体制を整備します。

発達障害に関しては、発達相談支援センターと連携をとりながら専門的情報及び関係機関への支援手法の提供を推進します。

なお、障がいのある人の自立及び社会参加の支援のための施策は、総合的かつ計画的な推進を図るため、第3次浜松市障がい者計画(平成30年度～令和5年度)や第5期浜松市障がい福祉実施計画・第1期浜松市障がい児福祉実施計画(平成30年度～令和2年度)により推進します。

Ⅷ 子供の貧困対策の充実



平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法律」という。）が施行され、平成 28 年度国民生活基礎調査（厚生労働省）によれば、平成 27 年の我が国の子供の貧困率は 13.9%と前回調査（平成 24 年）と比較して 2.4 ポイント改善していますが、依然として 7 人に 1 人が貧困状態にあり、未だ多くの子供が支援を求めている状況です。

このような状況を背景に令和元年 6 月には法律が改正され、令和元年 11 月には国が対策の方針を示した「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）が閣議決定されました。

本市においても、子供の現在と将来が生まれ育った環境に左右されることなく、全ての子供の健やかな育成及び教育の機会均等が保障され、子供一人ひとりが夢や希望を持つことができるように、引き続き貧困解消に向けて子供の貧困対策を総合的に推進するとともに、法律改正や大綱見直しを踏まえ、その取組みを充実します。

また、平成 28 年度に策定した「子どもの未来サポートプロジェクト」についても、地域で活動する関係団体等との連携した支援が円滑に行われるよう、見直しを図りながら体制の整備に努めます。

No.	取組み	内 容
1	教育の支援	(1) 市立小・中学校へのスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置により、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導・相談体制の充実を図ります。 (2) 児童養護施設、ひとり親家庭、生活保護世帯等の子供に対する学習支援を実施し学習意欲の喚起を図ります。 (3) 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助します。 (4) 奨学金及び母子父子寡婦福祉資金の積極的な活用により高等教育の機会を保障し、意欲と能力のある学生が経済的な理由で就学を断念することがないよう支援します。
2	生活の支援	(1) 児童養護施設等入所児童に対して、入所から退所後の就職・進学に至るまでのきめ細やかな支援を実施し、児童の社会的自立を促す体制を整備します。 (2) 児童養護施設の小規模化・地域分散化への支援により、施設入所児童の家庭的養護を推進します。
3	保護者に対する就労の支援	(1) ひとり親家庭の保護者に対する資格取得に対する支援や、母子家庭等就業自立支援センターでの就業支援を推進します。 (2) 生活困窮者に対する求職支援を推進します。

4	経済的支援	<p>(1) 幼児教育・保育を提供するにあたり、ひとり親家庭や生活保護世帯等の子供の経済的負担を軽減します。</p> <p>(2) 児童手当や児童扶養手当等の支給や子ども医療費等の助成により、経済的に困窮する家庭の負担軽減に努めます。</p> <p>(3) ひとり親家庭の親に対する養育費の確保に関する相談事業を実施し、経済的な自立への支援を推進します。</p>
---	-------	---

IX 職業生活と家庭生活との両立

No.	取組み	内 容
1	普及・啓発	<p>浜松市ホームページ、広報はままつ、男女共同参画情報誌等を活用して、職業生活と家庭生活との両立の実現に向けた広報、啓発を行います。各企業(事業主)は、一般事業主行動計画を策定し取組みを推進しているので、好事例の紹介を行います。また、浜松市子ども育成条例の普及・啓発を行います。</p>
2	制度の周知	<p>次世代育成支援対策推進法、育児介護休業法の周知を行います。</p>
3	ワーク・ライフ・バランスの促進	<p>企業や従業員が主体的に開催する学習会・研修会等に「男女共同参画アドバイザー」を派遣し、男女共同参画の視点からの意識啓発を促します。この他に、希望する企業にワーク・ライフ・バランスアドバイザーを派遣し、ワーク・ライフ・バランスの啓発や、課題解決のための具体的な取組みについての助言を行います。</p> <p>また、職業生活と家庭生活その他の生活との両立支援や女性活躍などに関する取組みを積極的に推進している事業所を認証・表彰することで、ワーク・ライフ・バランスなどの促進を図ります。</p>
4	保育サービス等の充実	<p>保育所や放課後児童会の施設整備や、放課後の子供たちの居場所づくり等の放課後児童対策を推進し、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は、まかせて会員の養成に努め、事業を充実させていきます。</p>

「浜松市子ども育成条例」-抜粋

第7条(事業主の役割)

事業主は、第5条に規定する保護者の役割を十分に認識し、その雇用する労働者が仕事と家庭生活の調和を図ることができるよう、必要な雇用環境の整備や職場における労働者の相互理解の促進に努めるものとする。

X 総合的な放課後児童対策に関する事項



放課後児童健全育成事業は、国の「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、すべての小学生が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場を提供するため、放課後子供教室と一体的な、又は連携による実施を推進します。

No.	取組み	内 容
1	一体型の放課後児童会及び放課後子供教室の目標事業量	令和5年度までに、13か所整備することを目指します。 対象：市内全小学校のうち、学校敷地内で放課後児童会を実施している小学校
2	放課後子供教室の実施計画	令和5年度までに、26か所整備することを目指すため、希望する小学校区を調査、把握し、実施に向けて計画的な整備を推進します。
3	放課後児童会及び放課後子供教室の一体的又は連携による実施の推進	放課後児童会の支援員等と放課後子供教室のコーディネーターが連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるよう、校区毎の定期的な打合せの場を設けます。
4	小学校の余裕教室等の放課後児童会及び放課後子供教室への活用	全小学校の余裕教室等状況を調査し、新・放課後子ども総合プランに基づく活用の可否、活用する場合の形態（専用区画への転用、一時的な使用）について現状や活用状況をとりまとめます。
5	放課後児童会及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の連携	教育委員会と区役所社会福祉課の緊密な連携により、事業の実施体制や運営方法等の情報を共有することで、円滑に放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室を実施します。
6	特別な配慮を必要とする放課後児童会入会児童への対応	対応する支援員等の配置にあたり、負担金の加算などにより支援します。また、研修会の開催など、対応に必要な知識の習得を図ります。
7	地域の実情に応じた放課後児童会の開所時間の延長	保護者のニーズに対応するため、開所時間を延長する運営団体について、負担金の加算などにより支援します。

8	放課後児童会における発達段階に応じた健全育成の質の向上	入会児童の基本的な生活習慣や社会性の習得などを旨とし、研修会の開催により、支援員等に必要な知識の習得を図ります。また、各放課後児童会の取組み事例を共有することで知識の幅を広げ、健全育成の質の向上に繋がります。
9	各放課後児童会における育成支援の内容の利用者や地域住民への周知促進	利用者との会話によるコミュニケーションを中心に、通知や掲示を活用しながら情報共有を図ります。また、保護者会や運営委員会などで、運営内容の報告を定期的に行います。

XI 子育てのための施設等利用の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、幼児教育・保育の無償化の主たる目的である幼児教育の重要性や保護者の経済的負担の軽減等を勘案しつつ、給付の公正化・適正化や保護者の利便性、施設の事務負担の軽減等を考慮した給付方法を検討してまいります。

また、特定子ども・子育て施設等の情報提供や、関係法令に基づく是正指導等の協力の要請等について、県との連携を図ります。

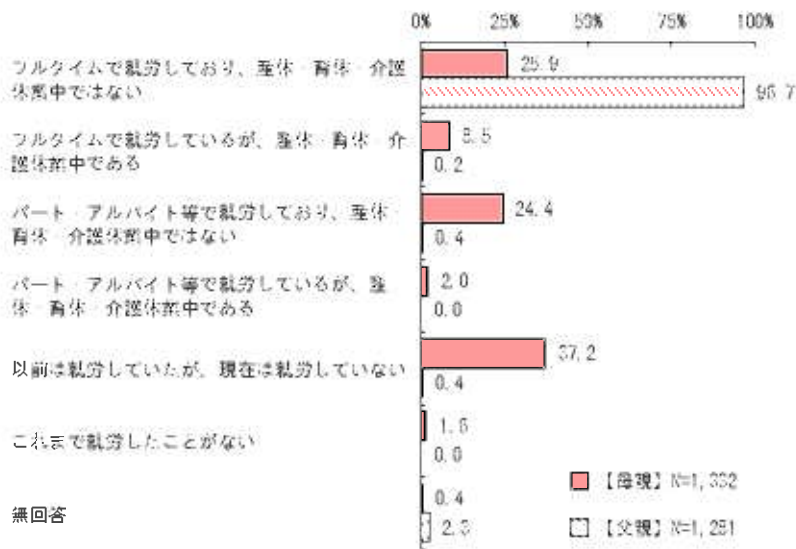
XII その他の施策

No.	取組み	内 容
1	結婚の希望を実現するための支援	若い世代の結婚の希望をかなえられるよう、民間主催の婚活イベントや（公財）浜松市シルバー人材センターが開設している結婚相談所「はままつ愛サポート」事業のPR支援等を実施します。
2	家族を形成する意識の育成	家庭を築くことの意義や妊娠・出産についての正しい知識の普及・啓発を図ることで、人生設計を考える機会を創出します。

ニーズ調査結果（主なもの）

1 保護者の就労状況

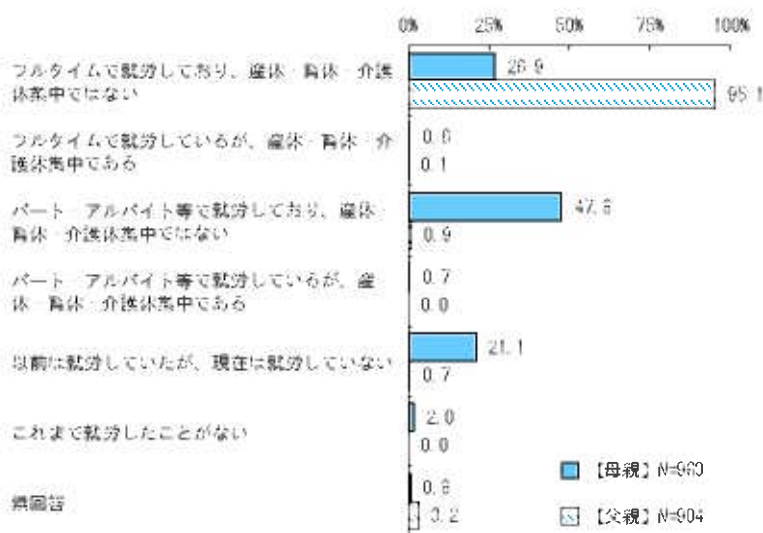
【就学前児童保護者】



■ 母親：就労状況では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」37.2%が最も多く、以下「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」25.9%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」24.4%などとなっています。

■ 父親：就労状況では、「フルタイムで就労しており、産休・介護休業中ではない」96.7%が最も多くなっています

【小学生保護者】



■ 母親：就労状況では、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」47.8%が最も多く、以下「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」26.9%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」21.1%などとなっています。

■ 父親：就労状況では、「フルタイムで就労しており、産休・介護休業中ではない」95.1%が最も多くなっています。

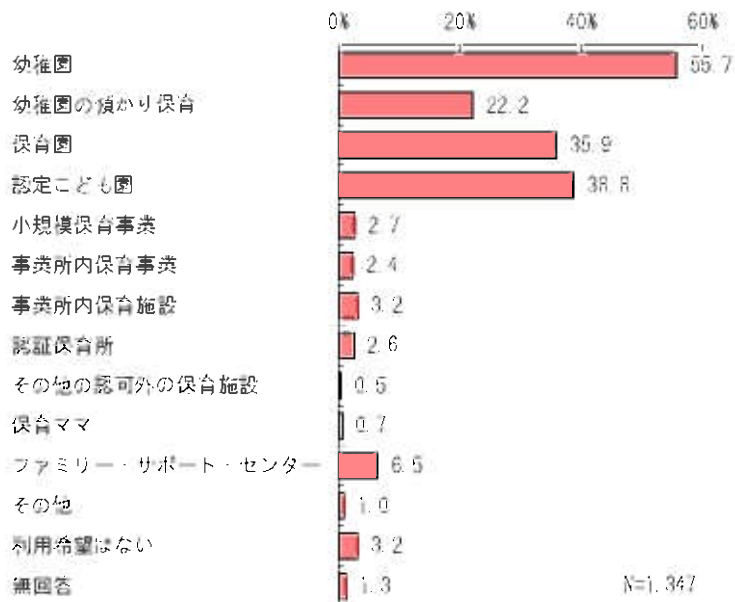
2 教育・保育事業の状況

(1) 平日定期的に利用している教育・保育事業の状況



平日、年間を通し定期的にご利用している教育・保育事業では、「幼稚園」44.6%が最も多く、以下「認定こども園」27.7%、「保育園」23.1%、「幼稚園の預かり保育」5.6%などとなっています。

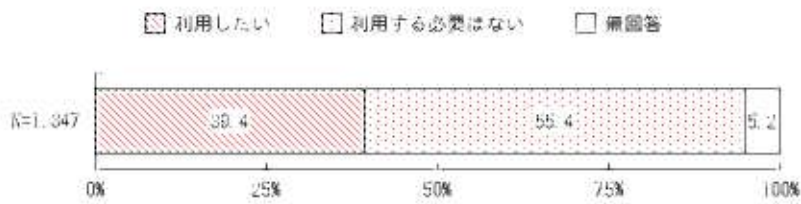
(2) 定期的な教育・保育事業の利用希望



定期的な教育・保育の事業利用希望では、「幼稚園」55.7%が最も多く、以下「認定こども園」38.8%、「保育園」35.9%、「幼稚園の預かり保育」22.2%、「ファミリー・サポート・センター」6.5%などとなっています。

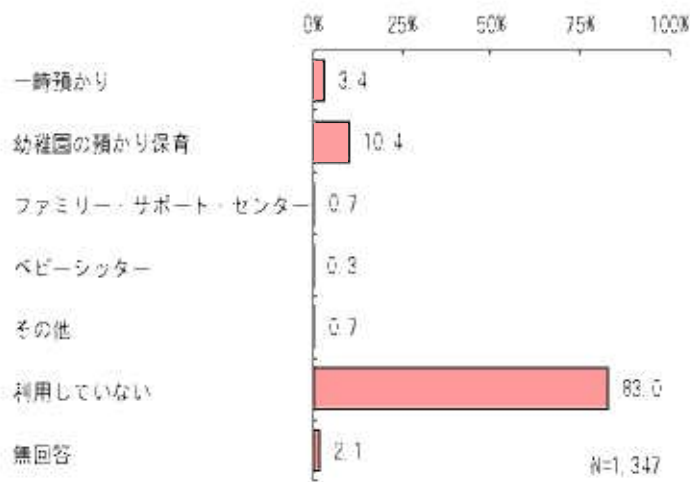
(3) 不特定の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

【利用の希望】



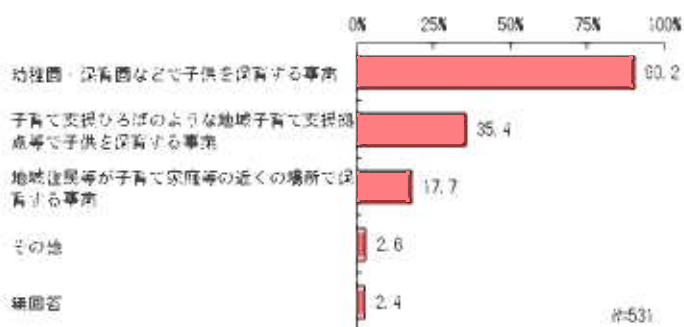
不定期に利用する事業の利用希望では、「利用する必要はない」が55.4%、「利用したい」が39.4%となっています。

【利用している事業の有無】



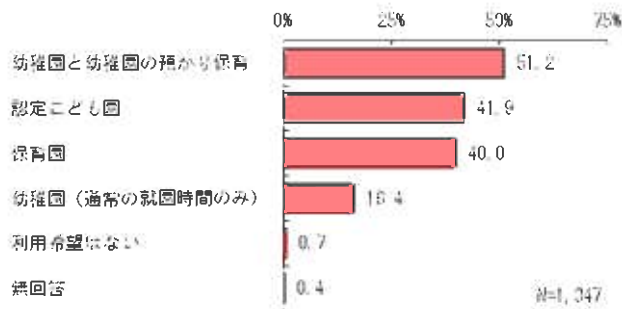
不定期に利用している事業の有無では、「利用していない」83.0%が最も多くなっています。一方、利用している事業の中では、「幼稚園の預かり保育」10.4%や「一時預かり」3.4%が多くなっています。

【望ましい事業形態】



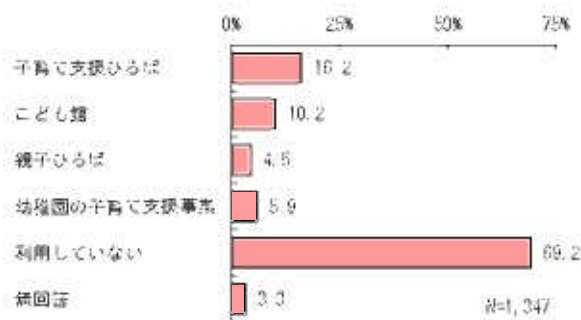
望ましい事業形態では、「幼稚園・保育園などで子供を保育する事業」90.2%が最も多く、以下「子育て支援ひろばのような地域子育て支援拠点などで子供を保育する事業」35.4%、「地域住民等が子育て家庭等の近くの場所で保育する事業」17.7%となっています。

(4) 無償化実施時の際の教育・保育施設の利用希望



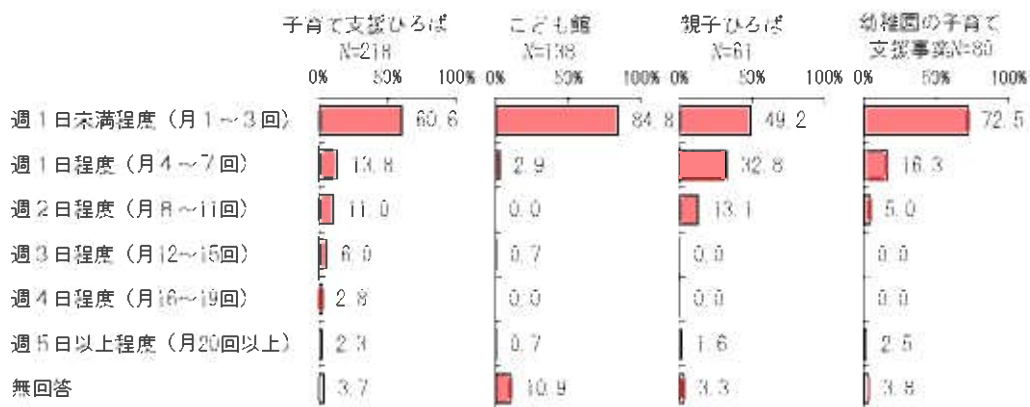
無償化実施時の教育・保育施設の利用希望では、「幼稚園と幼稚園の預かり保育」51.2%が最も多く、以下「認定こども園」41.9%、「保育園」40.0%、「幼稚園（通常の就園時間のみ）」16.4%などとなっています。

3 地域子育て支援拠点事業の利用状況



地域子育て支援拠点事業の利用状況では、「利用していない」69.2%が最も多く、以下「子育て支援ひろば」16.2%、「こども館」10.2%、「幼稚園の子育て支援事業」5.9%、「親子ひろば」4.5%となっています。

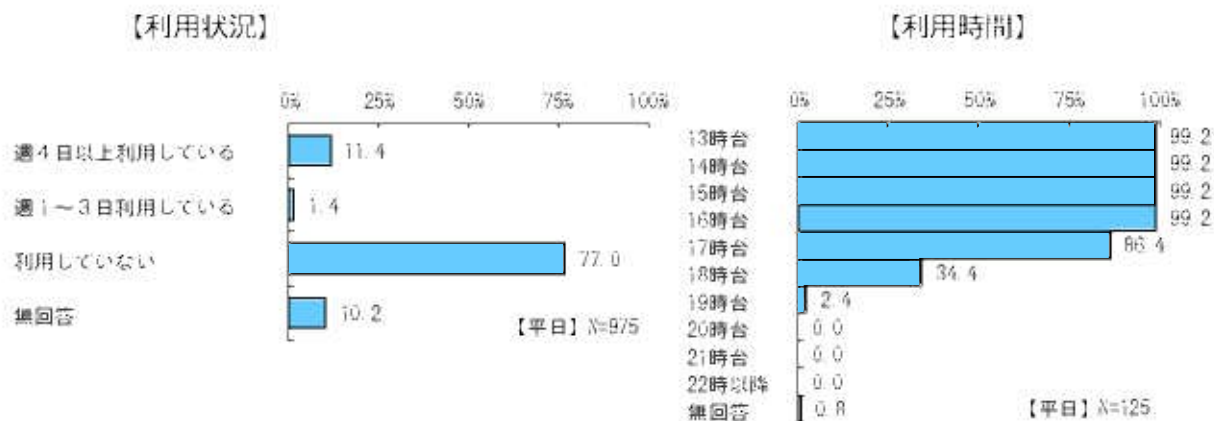
【利用している”と答えた方の、利用状況（1週あたりの利用日数）】



1週あたりの利用日数をみると、すべての事業で「週1日未満程度（月1～3回）」が最も多くなっています。

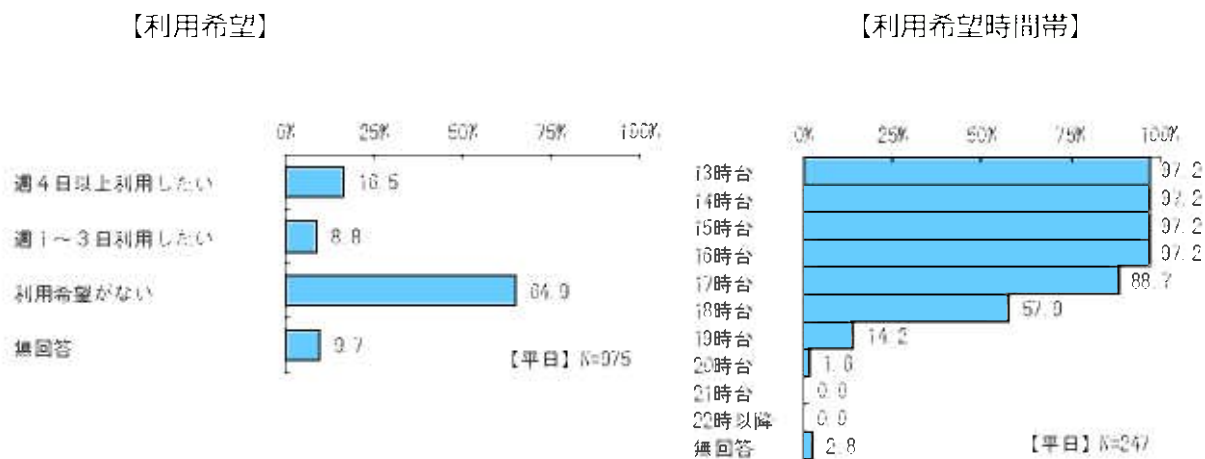
4 放課後児童会の状況

(1) 平日の放課後児童会の利用状況



平日の利用状況では、「利用していない」77.0%が最も多く、以下「週4日以上利用している」11.4%などとなっています。利用時間帯では、「13時台」から「16時台」が99.2%、「17時台」86.4%、「18時台」が34.4%などとなっています。

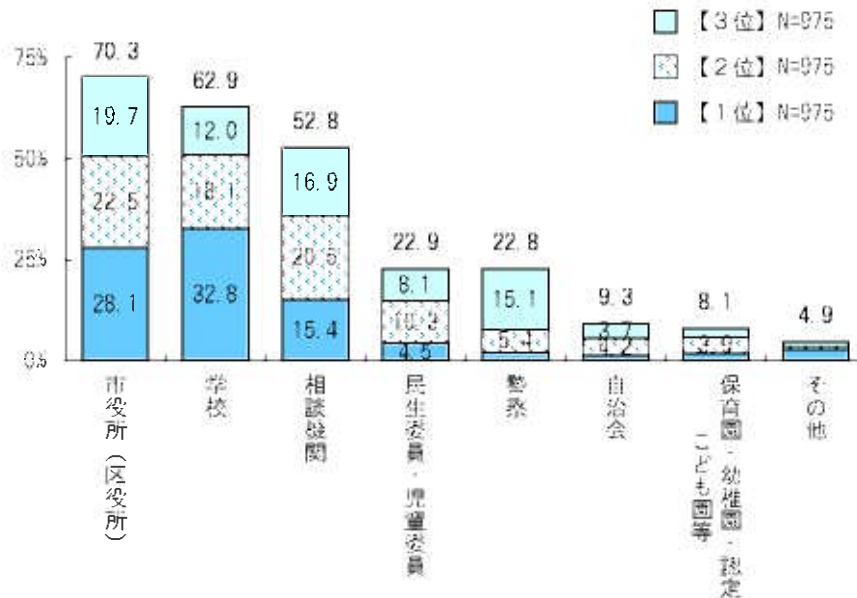
(2) 平日の放課後児童会の利用希望



平日の利用希望では、「利用希望がない」64.9%が最も多く、以下「週4日以上利用したい」16.5%などとなっています。利用希望時間帯では、「13時台」から「16時台」が97.2%、「17時台」88.7%などとなっています。

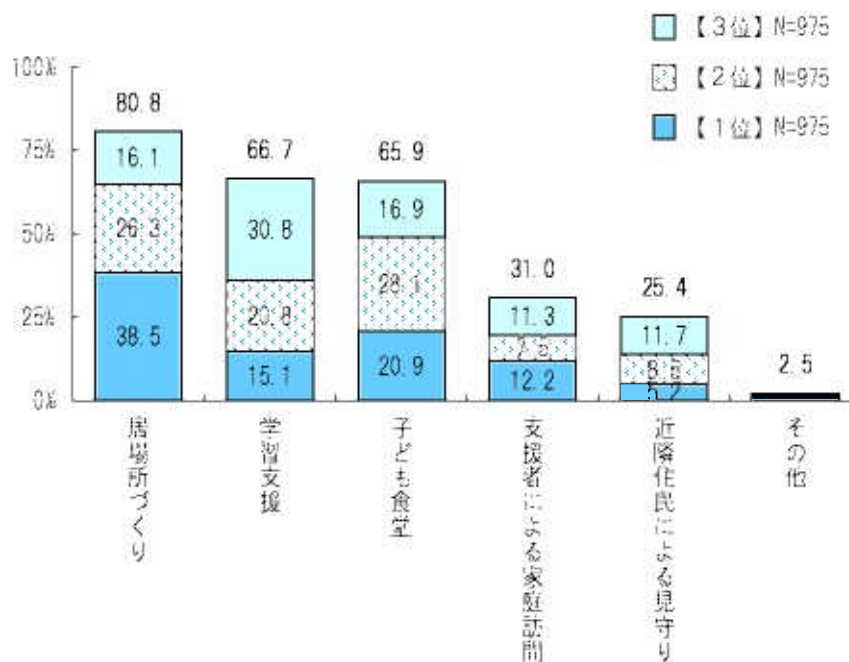
5 子供の貧困対策について

(1) 周りで生活に問題を抱えている家庭があった時の連絡先



周りで生活に問題を抱えている家庭があった時の相談先では、「市役所(区役所)」70.3%が最も多く、以下「学校」62.9%、「相談機関」52.8%、「民生委員・児童委員」22.9%、「警察」22.8%などとなっています。

(2) 必要だと考える困窮家庭(世帯)を支える取り組み



必要だと考える困窮家庭(世帯)を支える取り組みでは、「居場所づくり」80.8%が最も多く、以下「学習支援」66.7%、「子ども食堂」65.9%、「支援者による家庭訪問」31.0%、「近隣住民による見守り」25.4%となっています。